

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第一編 MSAの受入れと再軍備の進展

本一九五三年のアメリカ対日政策の基礎はMSA「援助」による日本再軍備の強化であった。朝鮮休戦の成立(七・二七)、インドシナにおける民族解放運動の進展などは、アイゼンハワー新政府(一・二〇成立)、のいわゆる「まきかえし政策」のもとにおける日本の対ソ同盟・中国の戦略的価値をますます増大させ、日本の再軍備はその中心的課題の一つとなった。

MSA(相互安全保障法)は「国際平和の安全のために友好的国家に援助を供与することにより、米国の安全を維持し、外交政策を増進し、一般福祉をもたらすための法律」(前文)であり「相互の安全保障と自由世界の個別のおよび集団的防衛を強化するため、各国の安全保障と独立および米国の国家的利益のために各国の資源を開発するため、およびそれらの国による国連の集団安全保障への有効なる参加を容易にするため、友好的国家に対する軍事、経済および技術援助を認可するのが本法の目的である」(第二条)とされるが、一九四八年経済協力法、一九四九年相互防衛援助法などを統一して一九五二年に制定された(五二年改正)。このMSAが、それまでの「マーシャルプラン」や「後進国開発援助計画」などよりも一層その軍事的性格を強めたものであることは周知のことであった。その第五一条Aは次のように規定しているが、それを日本についていえば再軍備ということにほかならない。

本法に従って許可されるいかなる軍事、経済技術援助も、その援助を与えることが米国の安全を強化すると大統領が判断しない限り、また援助を受ける国がつぎのを行うことに同意しない限り、いかなる国に対しても与えてはならない。

- (1) 国際的理解および親善を増進し、世界平和を維持する上において協同すること
- (2) 国際的緊張の原因を除くために相互の同意する措置をとること
- (3) 米国が一方の当事国となっている多数国間または二国間の協定または条約の下に負った軍事的義務を果すこと

(4) 自国の防衛力と自由世界の防衛力の発展と維持のため、自国の政治的、経済的安定を害わずに、自国の人力、資源、施設および一般経済条件の許す限りの十分な貢献をすること

- (5) 自国の防衛能力を発展させるのに必要な一切の合理的措置をとること
- (6) 米国の提供する経済および軍事援助が有効に利用されることを保証するような適当な措置をとること

日本の再軍備は憲法に違反するはずであった。後にみるように、吉田政府は保安隊を自衛隊にきりかえ、それは「軍隊と呼んでもさしつかえない」としつつも、しかも憲法違反ではないと説明するが、同時にやがて改正の必要が生れるかもしれないと言明するようになった。憲法を改正するための「国民投票法案」もこの年すでに準備された。

MSA交渉は非公式には本年はじめから開始され、それと結合して必然的に再軍備計画も進められた。再軍備と軍需産業の拡大とは経済的・政治的危機をのりきろうとする日本の独占資本および吉田政府の中心的な政策となり、金融引締め政策など「大企業中心の経済構造」を確立しようとする諸政策がおこなわれた。ストライキ禁止のためのいわゆる「ストライキ規制法」と首切り・労働強化・賃下げを内容とする資本主義的「合理化」の強行とはかたく結びついて進行した。

この年、「ストライキ規制法」「義務教育学校職員法」「刑事訴訟法改正法」等々総じて国民の基本的権利、民主主義的自由の制限を目的とする政策が、警察制度の中央集権化とならんでおこなわれ、他方では「独占禁止法」の改正、「武器製造法」の成立など独占の強化政策と兵器生産の助成策がとられた。

労働者保護、社会保険、社会保障は、この年「おこなわれたもの」としてはほとんど語るべきものを持たず、恩給法の改正＝軍人恩給の復活も、いうまでもなく社会保障としてではなく、むしろそれと対立するものとしての再軍備政策の一翼となるものであった。

以上の諸政策を実行するためには「安定政権」が必要とされた。アメリカが四月総選挙にさいして「日米行政協定」改訂の用意があると言明し、対日援助を強化すると声明してテコ入れをおこなったのは、そのことの端的な証明である。日本の財界がくり返し「安定政権」を要望し、自由、改進黨の再軍備政策を一致させるために吉田・重光会談を元三菱銀行会長加藤武男がとりもったということも、そのあらわれであった。

またこの年調印された「日米通商航海条約」は経済的な従属をつよめるものとして大きな意味をもっている。

なお、以上の諸政策を精神的に支えるものとしての天皇制の復活も無視することはできない。皇太子の洋行、天皇とニクソン副大統領の会見(一一・一六)、伊勢神宮遷宮式(一〇・二)などはそのあらわれであるが、とくに教育の問題は大きくとりあげられることになった。一〇月二五日の朝日新聞はMSAに関する池田・ロバートソン会談の議事録(日本側草案)を報じたが、その中に次のような項目がある。

会談当事者は、日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが、最も重要であることに同意した。日本政府は、教育および広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである。

また、二月九日の衆院予算委員会で岡野文相は、「教育勅語」をほめたたえるとともに地理、歴史教育の復活、柔剣道の奨励などについて次のように答えた。

教育勅語は戦後廃止されたが、この精神、内容は千古の真理をもっている。日本国民の精神の拠り所は民主主義の中に人間の本性が合致するよう一つの線を生み出していくべきだ。国民実践要綱もこの意味から採り上げられたものだが世論の反撃にあった。

私は現在このような要綱を作ることは考えていないが、人間であると同時に国民であるという自覚が少いと思うので、この方面に思を致し今後社会教育、学校教育をやっていききたい。

漢文を教えると封建思想が高まるということは間違いで、漢文はすでに日本人の血の中にとけこんでいる。歴史、地理と共に漢文の復活をやるつもりである。また柔剣道とも大いに奨励したい。

これらは教育の「中立性」という名のもとで、教員の政治活動、民主主義的自由を一そう制限しようとする

る動きと結びついている。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
